



金沢市公報

第 2 4 7 9 号

平成17年(2005年)4月11日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目 次	ページ
告 示	
徳田秋聲記念館の観覧料の徴収事務の委託について (国際文化課)	1
平成17年告示第99号 (金沢市立中村記念美術館等の共通観覧料の徴収事務の委託について)の変更について (")	1
平成2年告示第49号 (保存対象物の指定について)の一部改正について (文化財保護課)	2
地縁による団体の告示された事項の変更について (市民参画課)	2
身体障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の事業の廃止について (障害福祉課)	3
結核予防法の規定に基づく指定医療機関の指定について (地域保健課)	3
自転車等を移動し、保管したことについて (交通政策課)	3
自転車等の撤去及び保管について (")	4
公 告	
土地区画整理組合の解散の認可について (区画整理課)	4

土地区画整理事業の事業計画の変更認可に係る施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧について (")	4
教育委員会告示 昭和53年教育委員会告示第1号 (金沢市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定について)の一部改正について (文化財保護課)	5
選挙管理委員会告示 選挙人名簿から抹消した者について (選挙管理委員会)	5
在外選挙人名簿から抹消した者について (")	6
農業委員会の委員の全員の解任請求の場合における署名者の最低数について (")	6
監査公表 監査公表 (第11号) (監査事務局)	6

告 示

●金沢市告示第148号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、徳田秋聲記念館の観覧料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則(昭和39年規則第3号)第53条第3項の規定により告示します。

平成17年4月11日

金沢市長 山 出 保

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
財団法人 金沢文化振興財団 理事長 澁谷 亮治	金沢市広坂1丁目1番1号

2 委託した事務

徳田秋聲記念館の観覧料の徴収事務

3 委託した期間

平成17年4月7日から平成18年3月31日まで

●金沢市告示第149号

平成17年告示第99号（金沢市立中村記念美術館等の共通観覧料の徴収事務の委託について）で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

平成17年4月11日

金沢市長 山 出 保

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
委託した事務	次に掲げる施設の共通観覧料の徴収事務 (1) 金沢市立中村記念美術館 (2) 金沢市立安江金箔工芸館 (3) 金沢市卯辰山工芸工房 (4) 金沢市立ふるさと偉人館 (5) 泉鏡花記念館 (6) 金沢湯涌夢二館 (7) 金沢蓄音器館 (8) 前田土佐守家資料館 (9) 室生犀星記念館 (10) 金沢市老舗記念館	次に掲げる施設の共通観覧料の徴収事務 (1) 金沢市立中村記念美術館 (2) 金沢市立安江金箔工芸館 (3) 金沢市卯辰山工芸工房 (4) 金沢市立ふるさと偉人館 (5) 泉鏡花記念館 (6) 金沢湯涌夢二館 (7) 金沢蓄音器館 (8) 前田土佐守家資料館 (9) 室生犀星記念館 (10) 徳田秋聲記念館 (11) 金沢市老舗記念館	平成17年4月7日
委託した期間	平成17年4月1日から平成18年3月31日まで	平成17年4月1日から平成18年3月31日まで。ただし、徳田秋聲記念館に係る共通観覧料の徴収事務にあつては、平成17年4月7日から平成18年3月31日まで	

●金沢市告示第150号

平成2年告示第49号（保存対象物の指定について）の一部を次のように改正する。

平成17年4月11日

金沢市長 山 出 保

表中 「本願寺金沢別院
本堂・経蔵・鐘楼・山門」 を 「本願寺金沢別院
山門」 に改める。

●金沢市告示第151号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成17年4月11日

金沢市長 山 出 保

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
錦水会	代表者の氏名 及 び 住 所	高澤 弘 金沢市小橋町8番11号	中村 貞夫 金沢市小橋町13番4号	平成15年 4月1日
		中村 貞夫 金沢市小橋町13番4号	浅森 茂二 金沢市小橋町11番26号	平成16年 4月1日
		浅森 茂二 金沢市小橋町11番26号	八田 鉄雄 金沢市小橋町13番9号	平成17年 4月1日
藤江南町会	代表者の氏名 及 び 住 所	山本 幸次郎 金沢市藤江南1丁目26番地	今村 紘 金沢市藤江南1丁目6番地	平成16年 1月18日

		今村 紘 金沢市藤江南1丁目6番地	北井 長治 金沢市藤江南1丁目61番地	平成17年 1月23日
高尾台町会	事務所の所在地	金沢市高尾台1丁目324番地2	金沢市高尾台1丁目129番地	平成16年 11月1日
	代表者の氏名及び住所	青山 高明 金沢市高尾台1丁目324番地2	清水 義博 金沢市高尾台3丁目127番地	平成17年 4月1日
玉鉾3丁目町会	代表者の氏名及び住所	玉野 道 金沢市玉鉾3丁目123番地	玉野 秀一 金沢市玉鉾3丁目92番地	平成17年 4月1日

●金沢市告示第152号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20の規定により、指定居宅支援事業者から指定居宅支援の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第17条の23の規定により告示します。

平成17年4月11日

金沢市長 山 出 保

指定居宅支援事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止したサービスの種類	廃止年月日
特定非営利活動法人 ふるさと	17201100047112	かなざわの郷	金沢市有松2丁目9番37号	居宅介護	平成17年3月1日

●金沢市告示第153号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、指定医療機関として次の医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により告示します。

平成17年4月11日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	開 設 者	指 定 年 月 日
いよベクリニック	金沢市小坂町南675番地	伊與部 尊 和	平成17年4月4日

●金沢市告示第154号

金沢市自転車等駐車場条例（平成3年条例第1号）第11条第1項の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則（平成3年規則第3号）第7条の規定により、次のとおり告示します。

平成17年4月11日

金沢市長 山 出 保

- 1 保管自転車等が駐車してあった駐車場の名称
金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
金沢市営乙丸駅前自転車駐車場
金沢市営柿木畠自転車駐車場
金沢市営森本駅西自転車駐車場
- 2 保管自転車等の台数
自転車 7台
- 3 自転車等を移動し、保管した日
平成17年3月1日から同月31日まで
- 4 保管自転車等の返還を申し出る場所
金沢市広坂1丁目9番16号
財団法人金沢まちづくり財団
- 5 保管自転車等を返還する日時及び場所

日時 平成17年4月11日から同年10月11日まで

午前10時から午後7時まで

場所 金沢市昭和町633番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第155号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成17年4月11日

金沢市長 山 出 保

1 自転車等を撤去した場所及び撤去した自転車等の台数

自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所	撤 去 し た 自 転 車 等 の 台 数
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車 46 台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車 7 台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車 5 台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車 2 台
竪町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車 1 台
片町1丁目地内	自 転 車 8 台
片町2丁目地内	自 転 車 3 台
増泉3丁目地内	自 転 車 1 台
八日市3丁目地内	自 転 車 1 台
四万4丁目地内	自 転 車 1 台
南森本町地内	自 転 車 1 台

2 自転車等を撤去した日

平成17年3月1日から同月31日まで

3 撤去した自転車等を返還する期間及び場所

(1) 期間

平成17年4月11日から同年10月11日まで

(2) 場所

金沢市昭和町633番地

金沢市自転車等保管庫

公 告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第5項の規定により、次のとおり公告します。

平成17年4月11日

金沢市長 山 出 保

1 土地区画整理組合の名称

金沢市福久町東部土地区画整理組合

2 解散の認可の年月日

平成17年4月6日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同法第55条第10項の規定により、次の土地区画整理事業の事業計画の変更認可に係る施行地区及び設計の概要を表示する図書を公衆の縦覧に供するとともに、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定により、次のとおり公告します。

平成17年4月11日

土地区画整理事業の名称	縦 覧 場 所	縦 覧 時 間
金沢都市計画事業金沢西部第二土地区画整理事業	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市都市整備局定住促進部区画整理課	午前9時から午後5時30分まで

教 育 委 員 会 告 示

●金沢市教育委員会告示第14号

昭和53年教育委員会告示第1号（金沢市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定について）の一部を次のように改正する。

平成17年4月11日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

表中

絵画	いた え さいしよくさんじゆうつ か せん ず がくめん 板絵彩色三十六歌仙図額面	36面	金沢市丸の内5番3号 尾崎神社	指定昭和52年3月1日
"	けんぼんちやくしよくあいぜんみょうおう が ぞう 絹本著色愛染明王画像	1幅	金沢市広岡町イ2番地 平岡野神社	指定昭和52年3月1日
	あゐぜんみょうおう が ぞううらがき 附 愛染明王画像裏書	1巻		
	てつとうあいぜんみょうおう き 鉄塔愛染明王記	1巻		
	あゐぜんみょうおう が ぞうきわめがき 愛染明王画像極書	1通		

を

絵画	けんぼんちやくしよくあいぜんみょうおう が ぞう 絹本著色愛染明王画像	1幅	金沢市広岡町イ2番地 平岡野神社	指定昭和52年3月1日
	あゐぜんみょうおう が ぞううらがき 附 愛染明王画像裏書	1巻		
	てつとうあいぜんみょうおう き 鉄塔愛染明王記	1巻		
	あゐぜんみょうおう が ぞうきわめがき 愛染明王画像極書	1通		

に改め、同表に次のように加える。

建造物	さいよう じ ほんどう しょうろう 西養寺本堂・鐘楼	2棟	金沢市東山2丁目11番35号 西養寺	指定平成17年4月11日
"	りゅうぞう じ ほんどう しょうろう 立像寺本堂・鐘楼	2棟	金沢市寺町4丁目1番2号 立像寺	指定平成17年4月11日

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

●金沢市選挙管理委員会告示第15号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、金沢市野町4丁目3番9号 ^{かど} ^{とちみ} 角 智美ほか813人を選挙人名簿から抹消しました。

平成17年4月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第16号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11の規定により、阿部^{あべ} 弘賢^{ひろたか}を在外選挙人名簿から抹消しました。
平成17年4月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第17号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第14条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の2分の1の数（選挙された農業委員会の委員の全員の解任請求の場合における署名者の最低数）は、7,780人です。
平成17年4月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

監 査 公 表

●金沢市監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成17年4月11日

金沢市監査委員	山	形	紘	一
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	上	田	忠	信
金沢市監査委員	増	江		啓

財政援助団体監査

- (1) 措置通知があった年月日 平成17年3月24日
- (2) 措置を講じた部局等 福祉健康局福祉総務課（金沢市母子寡婦福祉連合会）
- (3) 監査結果の公表年月日 平成16年1月13日（平成16年監査公表第3号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善内容）
(1) 金沢市母子寡婦福祉連合会 ア 補助事業について 母子寡婦福祉連合会では毎年繰越金を生じ、女性就業指導センター事業では積立金があるが、その用途目的及び補助対象経費が明確であるといえず、補助事業と団体の自主事業の区分を明確にした適正な補助事業内容の改善を検討すべきである。 イ 経理事務について 経理事務及び事務処理手続に関する規程がなく、母子寡婦福祉連合会と女性就業指導センターの各運営費補助金の経理処理が異なっており、伝票経理も一部適時適切に行われていない面もあるので、経理事務の執行及び会計処理の責任体制について適正な改善を行うべきである。	(1) 金沢市母子寡婦福祉連合会 ア 補助事業について 16年度から補助事業の内容を見直し、補助事業と団体の自主事業の区分を明確にするとともに、新たに財務規程を設け、繰越金及び積立金については、その用途目的を明記した。 イ 経理事務について 処務規程及び財務規程を定め、経理事務の執行及び会計処理の責任体制を明確にした。

(2) 福祉保健部 福祉総務課

母子寡婦福祉連合会では毎年繰越金を生じ、女性就業指導センター事業では積立金があるが、その使途目的及び補助対象経費が明確であるといえず、補助事業と団体の自主事業の区分を明確にした適正な補助事業内容の改善を検討するとともに、補助金交付事務及び団体の経理事務の執行について適時適切な指導、検査を行うべきである。

(2) 福祉保健部 福祉総務課

母子寡婦福祉連合会及び女性就業指導センター事業の補助対象経費を明確にし、団体自主事業から生じる繰越金及び積立金の使途目的についても明確にした。

今後も、母子寡婦福祉連合会の経理事務の執行については、関係書類等の十分な検査を行い、適正な指導監督に努めていく。

平成17年(2005年)4月11日 印刷
平成17年(2005年)4月11日 発行

定価 120円

発行人
発行所

印刷者 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
前 川 稔
(株) 共 栄